

特集

森林の間伐等の 実施の促進に関する 特別措置法(間伐等特措法) 改正

～ 2050年カーボンニュートラルの実現に向けて～

令和3年3月26日、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（間伐等特措法）の一部を改正する法律」が成立しました。今回の改正では、パリ協定下での森林吸収量の確保に向けた対策として、これまでの措置を延長するとともに、増殖を進めてきた成長の良い「特定母樹」から生産した苗木を植栽する事業である「特定植栽事業」の計画を認定する仕組みを新設しました。本稿では、間伐等特措法のこれまでの経緯を振り返りつつ、今回の改正の内容を紹介します。

間伐等特措法の 制定

(平成二〇年)

〜京都議定書第一約束期間〜



森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(以下、「間伐等特措法」という。)は、京都議定書の第一約束期間の開始年である平成二〇(二〇〇八)年、平成二(一九九〇)年度総排出量比二・八%の森林吸収目標を確保していくことを目的に制定されました。

法律の内容は、間伐や造林(以下、「間伐等」という。)の実施箇所等をリストアップした特定間伐等促進計画(以下、「特間計画」という。)を市町村が作成し、これに基づき間伐等について、国から市町村に交付金(美しい森林づくり基盤整備交付金)を直接交付するとともに、森林整備事業の都道府県等の負担分に起債特例・特別地方交付税を措置するというものです。

この美しい森林づくり基盤整備交付金は、地域の実情に応じて、通常の森林整備メニューにとらわれ

美しい森林づくり基盤整備交付金の活用事例

奈良県川上村

川上村では、吉野林業の特徴である「密植・多間伐・長伐期」施業を実施しており、100年生以上の人工林が村内人工林の1/3強を占めています。このため、交付金を活用し、高齢級間伐を支援しています。



間伐実施箇所(100年生林分)

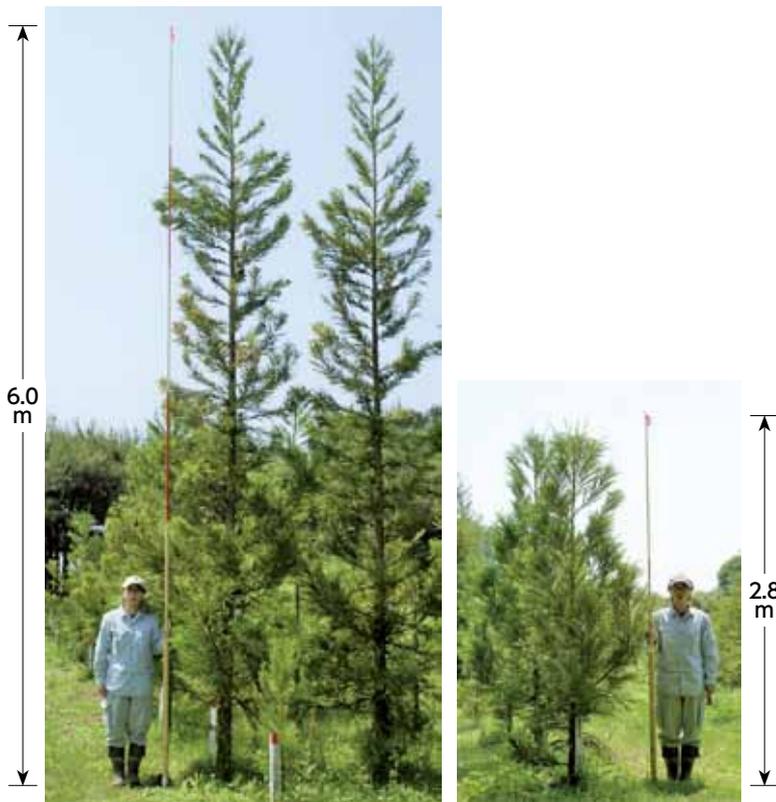
愛媛県久万高原町

久万高原町では、県内で特に林業が盛んな地域で、多数の自伐林家が小規模な間伐等の森林施業を各地で行っています。このため、交付金を活用し、自伐林家による小規模・零細な森林整備を支援しています。



自伐林家による間伐実施箇所

特定母樹と従来のスギの比較 (九州育種場内・植栽4年後)



特定母樹「スギ九育2-203」

従来のスギ品種(スギ精英樹)

ないきめ細かな支援を行うもので、高年齢間伐や路網の整備等に活用されています。

また、森林所有者等にとっては、予定している間伐等を特間計画に盛り込むことにより、森林整備事業の活用が可能となることも大きなメリットとなっています。

間伐等特措法の改正・延長 (平成二五年)

〔京都議定書第二約束期間〕

間伐等特措法は、京都議定書の第二約束期間が始まる平成二五(二〇一三)年に同期間終了までの八年間延長されるとともに、この際、



特定母樹の指定状況(品種数)

育種基本区	スギ	ヒノキ	カラマツ	トドマツ	計
北海道			1	9	10
東北	73		14		87
関東	63	42	62		167
関西	32	40			72
九州	39	1			40
計	207	83	77	9	376

特定母樹を指定する際の基準には、成長量(同じ環境での従来品種に比べおおむね1.5倍以上)のほか、**花粉の量(一般的な花粉量の概ね半分以下)**や材の強さ等が含まれています。

特定母樹の増殖に関する新たな措置が盛り込まれました。

この措置は、林木育種センターが古くから進めてきた第二世代精英樹(エリートツリー)の選抜が進んできたことを背景に、特に成長に優れたこれらの品種の種苗を造林に用いることにより、将来の森林吸収量を確保することを目的に設けられ

たものです。

具体的には、従来品種に比べて一・五倍以上の成長、花粉の量が半分以上といった基準を満たすものを、農林水産大臣が「特定母樹」として指定した上で、その特定母樹を増殖して採種園・採穂園を整備しようとする民間事業者が「特定増殖事業計画」を作成し、都道府県知事の認定を受けると、林木育種センターから特定母樹の原種の苗木・穂木の配布やその育成に関する技術指導を受けることができるというものです。

パリ協定への対応



京都議定書第二約束期間終了後の地球温暖化対策については、途上国を含む全ての国が参加する法的な枠組であるパリ協定が、平成二八(二〇一六)年一月に発効しました。

日本は、パリ協定下での温室効果ガスの削減目標として、令和一二(二〇三〇)年度の排出量を二〇一三年度比で二六%削減すること、このうち一%相当を森林吸収

再造林の推進と 特定苗木の活用



特定母樹(九育2-147)の板材標本

量で確保することとしています。また、二〇五〇年に向けては、温室効果ガスの排出を八〇%削減することで、昨秋の臨時国会での菅総理の所信表明演説において二〇五〇年のカーボンニュートラルを目指すことが表明されたところであり、現在、政府内において地球温暖化対策計画の見直しなどの作業が進められています。

日本の森林は、人工林の高齢級化に伴い、単位面積あたりの森林吸収量が減少傾向で推移していることに加え、主伐後の再造林が三〜四割にとどまっている状況にあります。このため、中長期的に森林吸収量を確保していくためには、成長に優れた苗木による再造林を促進していくことが重要となっています。

再造林に必要な苗木については、平成二五年の間伐等特措法の改正・延長時に創設した特定母樹の増殖がこの八年間で進展し、北海道と九州においては増殖特定母樹から採取された種穂から育成された苗木(以下、「特定苗木」という)の出荷も始まりました。ただ、全ての苗木に占める特定苗木の割合は、令和元年度で苗木全体の約四〇%程度です。今後、特定母樹の増殖や特定苗木の生産を加速化させることとしていますが、それでも、令和一二年度の特定苗木の割合は最大三割程度と見込んでいます。このよ

うに、全ての再造林を特定苗木で行うには足りない状況ですので、森林吸収量の最大化を図っていくためには、数量が限られるこの特定苗木を、その性能を十分に発揮しうる場所に優先的に植えていくことが必要となります。

また、特定苗木は、従来の苗木と比べ成長に優れるため、樹高が下草より高くなるまでの期間が短く、下刈り回数削減が見込まれること、低密度での植栽や伐採するまでの期間の短縮も期待されることなど、植栽や保育の費用の削減も可能となることから、林業面での大きなメリットも期待されています。

今回の改正概要



このようなパリ協定への対応や主伐後の再造林の推進等の観点から、今回、間伐等特措法の改正を行いました。改正の主な内容は以下の通りです。

への交付金、地方債の起債特例、特定母樹の増殖など現行の各種支援措置を一〇年間延長する。

② 再造林を促進する措置の創設

・ 都道府県知事は、自然的・社会的条件が良い森林を特定植栽促進区域に指定し、この区域内で特定苗木の植栽を実施しようとする者が作成する特定植栽事業計画を認定する。

・ 特定植栽事業計画の作成者が、無利子の資金である林業・木材産業改善資金を借りる際に償還期間を延長する。

・ 特定植栽事業計画に基づく植栽等については、特許計画に位置づけられたものと見なすことにより、美しい森林づくり基盤整備交付金や起債特例等の対象とする。

改正法の施行



パリ協定下で森林吸収量を確保していくためには、間伐等特措法に基づく間伐等や特定母樹の増殖等を全国の森林整備の現場で速やか

① 現行の支援措置の延長

・ 特定間伐等促進計画、市町村

を開始する必要があります。このため、林野庁においては改正法の施行(本年四月一日)後の四月六日に国の基本指針を告示しました。これ以降、都道府県において基本方針を、市町村において特定間伐等促進計画をそれぞれ策定していただいた上で実際の森林整備が行われることとなります。

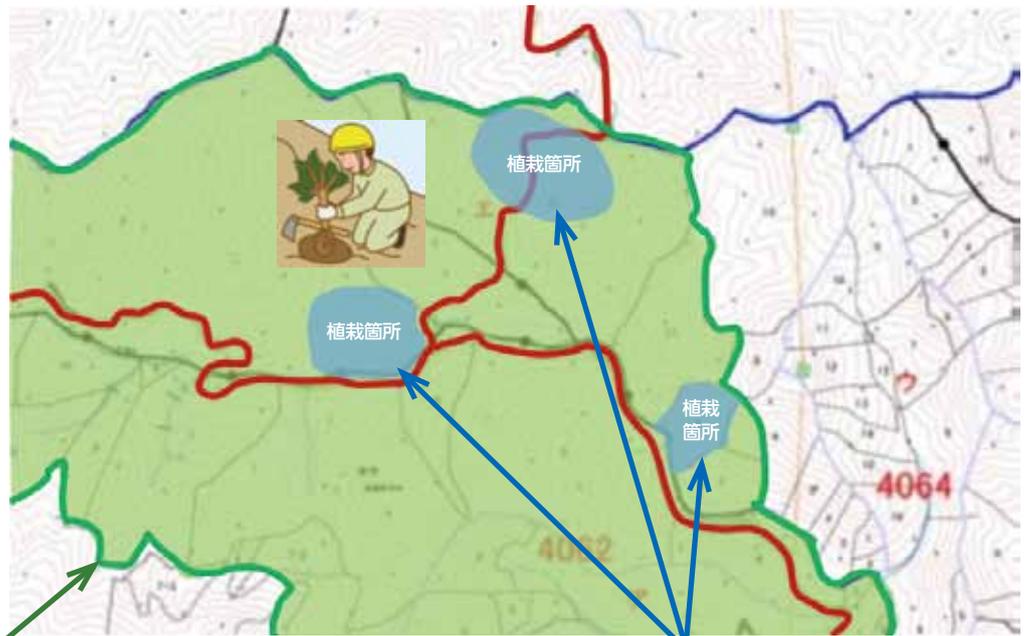
おわりに



吸収源対策をはじめ、森林の公益的機能の十全な発揮を図っていくためには、間伐を適時適切に行うとともに、主伐後の再造林などの森林整備を実施していく必要があります。林野庁においては、間伐や再造林等が着実に進むよう、間伐等特措法に基づく特定間伐等の支援措置などの取組を進めてまいります。

特定植栽促進区域と特定植栽事業計画のイメージ

-  植栽を促進する地域
-  林道等
-  事業計画に基づく植栽箇所



区域の指定

林業事業者等への支援

特定植栽促進区域

木木の成長に優れ、林道からの距離が近いなどの森林を、都道府県知事が一体的に指定。

特定植栽事業計画

- ・森林所有者・林業事業者が特定苗木の植栽に関する事業計画を作成し、都道府県知事が認定。
- ・林業機械の導入に対する金融特例等により、効率的な再造林の実施を支援。

特定苗木を活用した計画的かつ効率的な再造林を推進し、森林吸収量の更なる確保

林業機械等を活用した効率的な造林の推進



コンテナ苗



地ごしらえ、下刈り用の多目的造林機械



苗木運搬用のドローン